



まんのう 農業委員会だより

平成31年3月1日発行

第15号



地域農業の将来に関する話し合い（仲南地区）



●会長あいさつ

皆様には、日ごろより農業委員会の活動に関しまして、格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。本町農業委員会は昨年7月20日に、県内では最後となりましたが、改正農業委員会法による新体制へと移行し、必須

業務となった「農地等利用の最適化の推進」に取り組む体制が整いました。農業相談、地域農業の将来に関する話し合いなど、遊休農地の解消・発生防止に向け、活動の強化を図っているところでございます。今後とも、関係機関と連携し、業務を推進して参りますので、皆様の引き続きのご支援・ご協力よろしくお願い致します。

Content ～目次～

- P.2～3 農業委員・農地利用最適化推進委員名簿
- P.3 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の概要
- P.4 農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう
- P.5 収入保険がはじまります！
- P.6 まんのう町賃借料情報

編集・発行

まんのう町農業委員会
(まんのう町役場農林課内)
まんのう町吉野下430番地
TEL0877-73-0105

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

あなたがお住まいの地域を担当している
農業委員・農地利用最適化推進委員に
お気軽にご相談ください。



農業委員会は、農地の貸し借り、売り買い、宅地などへの転用、その他農地や農業に関することについて相談を随時受け付けています。

区分	区 分	氏 名	担 当 区 域	電話番号
琴南地区	農 業 委 員	黒 田 啓 子	中立委員	85-2514
	農 業 委 員	奥 山 則 国	造田 中通A(東桜、東木戸、地下清、下木戸、西木戸、西桜、平川、平川新開、本村、本村道上、本名、野口、中橋谷、橋谷、奥橋谷、皆野、土路淵) 川東A(本村下、壘谷、地獄谷、藤川、木地屋敷、先猪鼻、大上、楳杵、焼尾、本村上、刈野)	85-2672
	農 業 委 員	山 口 靖 永	中通B(名頃、中名頃、岩簗、大佐古) 川東B(滝山、堀田、前の川、雨島、前の川向、尾井手) 勝浦A(半坂、大向、仲野、野田小屋、本村、下福家、真鈴、峠、八峯、引利木、家六、ユズリ葉、茂地倉、吹佐古)	84-2770
	農 業 委 員	兼 若 順 二	川東C(明神、中熊下、林下、中熊上、葛籠野、奥林、三角、大窪、川奥、栗ヶ窪、尾形、明神川原、杣野、株切、中野、沖野、日開谷、浅木原) 勝浦B(長谷、谷田、奈良ノ木、三角、横畑)	84-2259
	農地利用最適化推進委員	中 山 孝 明	造田 A (造田字孤敷、奥ノ谷、森本、峯俊、木ノ下、大西、桜木、梶洲、犬の墓、山ノ神、定生、桃の尾、大空、中空、味噌桶谷、岡ノ峯、城ヶ谷、山下、梅ノ木原、清神原、宮田、上井、転石、歯染尾、一本杉、杵野)	85-2152
	農地利用最適化推進委員	藤 本 繁	造田 B (造田字為久、仲ノ切、仲空、原、一里塚、郷路、小川、石原、盛、新田、高柿、岡ノ下、西川、岡ノ山、西川、岡ノ山、南、佐湖、影ノ浦)	85-2408
	農地利用最適化推進委員	佐 野 哲 三	中通A(東桜、東木戸、地下清、下木戸、西木戸、西桜、平川、平川新開、本村、本村道上、本名、野口、中橋谷、橋谷、奥橋谷、皆野、土路淵) 川東A(本村下、壘谷、地獄谷、藤川、木地屋敷、先猪鼻、大上、楳杵、焼尾、本村上、刈野)	84-2952
	農地利用最適化推進委員	竹 地 義 博	中通B(名頃、中名頃、岩簗、大佐古)・川東B(滝山、堀田、前の川、雨島、前の川向、尾井手)・勝浦A(半坂、大向、仲野、野田小屋、本村、下福家、真鈴、峠、八峯、引利木、家六、ユズリ葉、茂地倉、吹佐古)	84-2644
	農地利用最適化推進委員	佐 野 英 信	川東C(明神、中熊下、林下、中熊上、葛籠野、奥林、三角、大窪、川奥、栗ヶ窪、尾形、明神川原、杣野、株切、中野、沖野、日開谷、浅木原)・勝浦B(長谷、谷田、奈良ノ木、三角、横畑)	84-2529
満濃地区	農 業 委 員	三 原 俊 雄	炭所東	79-2693
	農 業 委 員	曾我部 宗 男	炭所西	79-3461
	農 業 委 員	鈴 木 多計士	長尾	79-2798
	農 業 委 員	藤 井 清	吉野B(宮西・中村・五毛・場正・八幡・桶樋)	79-2354
	農 業 委 員	秦 守	吉野A(宮東・旭東・木の崎・光元・高屋原)	79-3441
	農 業 委 員	今 田 義 則	神野、真野、岸上	73-3305
	農 業 委 員	亀 田 安 信	五條、四條	73-5258
	農 業 委 員	中 浦 優	吉野下	73-5029
	農 業 委 員	近 藤 茂 義	羽間、東高篠	73-4364
	農 業 委 員	白 川 修	西高篠、公文	75-4501
	農地利用最適化推進委員	畑 正 則	炭所東	79-3166
	農地利用最適化推進委員	谷 川 久	炭所西の一部(土器川右岸全域)	79-2840
	農地利用最適化推進委員	黒 木 輝 美	炭所西の一部(土器川左岸全域)	79-2476
	農地利用最適化推進委員	寺 嶋 修 司	長尾A(林ノ下、札の辻、五正寺、町代、中村、上無頭、上田、浦山、大浦、北山、南山、天神、新古、檜林、淵の上)	79-3149
	農地利用最適化推進委員	谷 本 貴 司	長尾B(源保林、蔵ノ前、牛の木、上の宮、観音堂、松木、大石橋、五反地、畹、井筒、田淵、大福井、長塚、沢田、宝殿、長手、川原、寺の前、岩谷、東山、峠、方吹、大原、王地、下無頭、佐岡)	79-3071
	農地利用最適化推進委員	有 信 隆 雄	吉野B(宮西・中村・五毛・場正・八幡・桶樋)	79-3431

区分	区 分	氏 名	担 当 区 域	電話番号
満濃地区	農地利用最適化推進委員	渡 邊 壽 孝	吉野A(宮東・旭東・木の崎・光元・高屋原)	79-3437
	農地利用最適化推進委員	松 浦 功	神野、真野	73-3309
	農地利用最適化推進委員	宮 田 忠	岸上	73-2511
	農地利用最適化推進委員	栗 田 美 博	五條、四條	73-4125
	農地利用最適化推進委員	高 鳥 義 光	吉野下	75-0456
	農地利用最適化推進委員	白 川 豊 明	羽間、東高篠	73-5144
	農地利用最適化推進委員	赤 股 誠 司	西高篠、公文	75-0169
仲南地区	農 業 委 員	岩 倉 節 夫	帆山、後山、大口、新目	78-3311
	農 業 委 員	白 川 清 茂	買田、生間、佐文	73-4362
	農 業 委 員	細 川 憲 志	山脇、追上、宮田	75-0271
	農 業 委 員	林 一 典	塩入、春日、久保、本目	77-2667
	農 業 委 員	高 井 忠	小池、福良見、照井	78-3624
	農地利用最適化推進委員	鈴 木 雅 人	塩入、春日	77-2630
	農地利用最適化推進委員	岡 澤 勉	久保、本目	77-2653
	農地利用最適化推進委員	塩 塚 正 幸	小池、福良見、照井	77-2802
	農地利用最適化推進委員	山 内 英 幸	帆山、後山	77-2935
	農地利用最適化推進委員	増 田 治	大口、新目	77-2832
	農地利用最適化推進委員	臼 杵 慶 幸	山脇、追上、宮田	57-6007
	農地利用最適化推進委員	山 下 和 男	買田、生間	73-5446
	農地利用最適化推進委員	真 鍋 多美男	佐文	75-1173

※任期…平成30年7月20日から3年

※最適化推進委員とは農業委員会組織において、特に農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に重点的に取り組む、昨年7月20日に創設された役職です。(詳細は農業委員会だより第14号)

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の概要

改正の背景

- 1 全農地の約2割を占める相続未登記農地等について、共有者の探索がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害している。
- 2 農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスを全面コンクリート張りしようとする、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

法律の概要

1 相続未登記農地等の利用の促進

- (1) 所有者不明農地について、相続人の一人が農地中間管理機構に貸し付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同

意を得たとみなすことができる制度を創設。

農業委員会による不明者の探索は、一定範囲に限定。

- (2) 共有持分の過半を有する者の同意((1)のみなし同意を含む。)を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長。

2 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。



農地法申請書および利用権設定等申請書の提出期限は毎月5日です。



農地を相続などにより取得した場合は、農業委員会へ届出をすることになっています。まずは農業委員会まで御連絡ください。

農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう

農地貸借の仕組み

香川県農地機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、規模拡大・新規就農等のために貸し付けを希望している方に貸し付けます。



貸し手のメリット

- 農地中間機構は公的機関なので安心して農地を貸し付けることができます。
- 農地の受け手を機構が探し、交渉します。
- 賃料は機構から支払われ、契約期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 要件を満たせば、国の協力金の交付を受けることができます。

借り手のメリット

- 個々の農地の所有者と交渉する必要がなく、契約や賃料の支払いも手間なくできます。
- まとまった農地の借入れや分散した農地の集約化が可能となり、農作業の効率化が図れます。
- 新規就農者や農業参入企業なども農地が借りやすくなります。

香川県農地機構は、農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となり、農業の担い手への農地の集積・集約化を進める香川県知事指定の安心できる機関です。

公益財団法人
香川県農地機構

〒760-0068
高松市松島町一丁目17番28号
香川県高松合同庁舎
TEL(087)831-3211

農業者年金に加入しましょう

農業者年金は農業者のための国民年金の公的な上乘せ年金です。
国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方が加入できます。



お問い合わせは、お近くのJA
または農業委員会事務局まで

全国農業新聞

全国農業新聞は、
全国農業会議所が
発行する週刊の
農業総合専門誌です。

発行日 週1回(金曜日)

購読料 月額700円(税込)

購読のお申込みは
農業委員会事務局まで(TEL:73-0105)



収入保険がはじまります!



✓新しく導入される収入保険では、
保険料の掛金率は1%程度で、農家ごとの平均収入の
8割以上の収入が確保されます。

(これまでの農業共済は、品目が限定され、最低価格による収入減は対象外でした。)

*掛金率は、現時点の試算です。被害が発生しなかった場合は、翌年の保険料が下がります。



✓米、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、
はちみつなど、農産物ならどんな品目でも対象に
なります!

*マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は、対象外です。

✓収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でよく、1年の実績があれば加入できます。
新規就農者でも加入することができます。

✓収入保険は、平成31年からスタートします、加入条件や補償内容など詳しいことは、

香川県農業共済組合にお問い合わせください。

☎087-899-8977 mail:syunyu@nosai-kagawa.jp

<http://nosaikagawa.jp/>



農業 収入保険

検索

公式サイトでは様々な情報を公開中!

農林水産省

まんのう町賃借料情報

平成30年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料情報(10aあたり)は、次表のとおりです。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、契約の際には、農地の貸し手と借り手がよく話し合った上で賃借料を決めてください。

締結(公告) された地域名	地 目	使用貸借 (賃借料0円) 筆数	賃借 筆数	うち賃貸借の 集計に用いた 筆数	賃借料		
					平均額	最高額	最低額
琴南地区	田	45	23	18	4,000	7,300	3,000
	畑	0	0	0			
満濃地区	田	1,165	106	85	5,600	7,500	3,000
	畑	11	0	0			
仲南地区	田	165	70	47	4,400	7,000	3,000
	畑	7	6	6	3,700	5,000	3,000
合 計	田	1,375	199	150	まんのう町平均 5,000		
	畑	18	6	6	3,700		

- ※1 賃借料の平均額、最高額、最低額の算出の基になるデータについて、賃借料が実質平均値の170%を超えるもの及び30%未満のものについては除外しています。
- ※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。
- ※3 まんのう町の区域全体の平均額は、各地域各区分の平均値を対象筆数により加重平均した数値です。

農耕作業用自動車の届出について

道路運送車両法により小型特殊自動車の取り扱いになっている農耕作業用自動車(コンバイン、トラクター等で乗用装置付)の所有者等は、地方税法により軽自動車税の納税義務を負うこととなります。該当する車両を所有されている方は、**「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」**による届出が必要ですので、まんのう町役場税務課に速やかに提出して**標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。**農耕作業用自動車の届出は、道路を走行することの有無に関係なく必要です。

【お問合せ先】まんのう町役場税務課 TEL.0877-73-0104

